

近代的精神医療の形成と展開

——岩倉の地域医療をめぐる——

小林 文 広

論文要旨

精神障害者問題を歴史的に論じる視角についてはいくつかあると考えられるが、近年とくに、精神障害者の処遇について、社会の「近代化」がもたらした意味について関心が集まっている。しかし、それらが単純に「近代化」総体の持つ意味を否定したり、逆に、美化したりしているとするれば、いずれも一面的な見方といわざるをえない。とくに、今日においては、精神障害者問題が社会のなかに占める位置について、歴史具体的な関係そのものを明らかにすることが求められているといえよう。

京都には、全国的にも著名な精神医療機関の集中地域が存在するが、その形成過程には、日本の精神医療の近代化の流れそのものが色濃く投影している。それは、精神障害者差別のあらわれ方が、近代化によって形を変えていく過程でもあった。

小文は、日本の近代化の特質を、理性、地域、医療、さらには政治・経済との相互関係の変遷から明らかにしようというひとつの試みである。

筆者は、これまでいくつかの小論において、日本の近代化過程と地域の再編成との関連について論じた。それは、大きくいえば、近代社会が、身分制社会に相応した前近代における地域の構成とは異なり、自由な人の移動や職業、宗教などの選択の自由を前提としながら、どのような契機によって、それぞれがさまざまな差異や階層性などを有する地域を形成するかという課題意識によるものであった。

本稿では、そうした関心にもとづき、岩倉と精神医療について論じることにしたい。その手がかりは、次のような記述にもみられるところである。¹⁾

京都の人は、岩倉行きをあまり好まない。それは東京の人のいう松沢行きと同じように、岩倉には精神病院があるからだ。そのせいもあるのか、岩倉のことはあまり知られてはいない。岩倉の精神病院というのは、一つの大きな病院があるのではない。三つも四つも、いわば精神病院の集落なのであった。

ここで、岩倉に関わる類似した言説をいくつか掲げるのは可能であろうが、ここでは、この京都案内書の記述に代表させるとどめたい。⁽²⁾ また、岩倉の精神医療に関する研究についても、戦前から医学史関係の文献に散見された。ただ、その多くは医療に携わる当事者によるもので、古代以来の伝説と精神医療の現状を通史的に紹介したものであった。したがって、これらの著者の意図は、精神医療の現状に対する問題提起にあり、歴史実証的な解明が目的でないのは当然であった。

しかし近年、史料的制約を受けながらも可能な限り精神医療の実態に迫ろうとする研究があらわれるようになった。⁽³⁾ 小文では、そうした成果を取り入れながら、あらためて岩倉の精神医療について考えることにしたい。

一、岩倉大雲寺と精神医療信仰

岩倉の精神医療の歴史的経過について新しい見解を提出しているのは跡部信らの研究である。⁽⁴⁾ これは、実相院文書などを駆使して、近世岩倉の実態を解明している。ここでその要点をまとめると次のようである。

①大雲寺に参詣人が集まるようになるきっかけは、元禄三年（一六九〇）の開帳であった。この時、一一四軒もの茶屋が出てにぎわったといわれる。ただ、そのほとんどは一過性の参詣者であったと考えられ、茶屋も一時的なものであったと推測される。

②大雲寺の参籠者の史料上の初見は、宝永三年（一七〇六）の大雲寺の日記で、これによれば、元禄一〇年（一六九七）二月から眼病治療のために観音の宝前に籠って読経に励んだ者がいたという。また、宝永年間には「山籠人記」という記録がつけられていたと伝えられ、参籠所を新設しているところから、諸病治療のための参籠者が増加していることがうかがえる。

③元禄開帳の際の茶屋は一時的なものであったが、享保二年（一七一七）には常設の茶屋に関わる記録も見え、参籠者に食事や宿泊を提供するようになったと考えられる。

④参籠者の多くは諸病治癒を願っていたが、なかでも精神病者に関すると思われる例は、明和二年（一七六五）の町触に見られる。この年、

室町錦小路の住人が「逆上いたし乱心に相成」、「北岩倉観音堂へ籠り、滝に打たせ介抱人付け置」いたという記事がそれである。

これが、現在可能な史料から明らかになる岩倉の状況であり、これによって岩倉に諸病治療の参籠者が集まるようになるのは一八世紀初頭であったことがわかる。ところが、この時期の参籠者の中では精神病者は特に目立つ存在ではなく、大雲寺はいわば洛中洛外に数多く見られる民間医療信仰のひとつにすぎなかったことができる。この点については、次節以下で詳しく述べることにしたい。

ところが、これを助長したのが享保年間からあらわれる常茶屋であり、参籠者看護をなわりわいとする人々が登場することによって、大きな転機が訪れた。後述するように、一八世紀後半には、参籠者のなかでも精神病患者とその家族の姿が目立つようになるのである。

跡部らは実相院から茶屋に出された掟書の類を分析し、茶屋の実態の変化についても言及する⁽⁵⁾。茶屋は、大雲寺を実質的に支配していた実相院との間で一種の契約関係を保っていた。茶屋は、参籠者に対する食事などの世話からはじまり、大雲寺に入り切れない参籠者の宿泊を請け負うようになるが、次第に大雲寺の混み具合に関わらず宿泊者を確保するようになり、宿泊者の中にも大雲寺に参らないで滞在する者があらわれたりした。また、精神病患者が増加するにすぎない、専門の看護者として「強力」を置くようになり、それがまた、精神病患者を引きつける要因となっていた。

このようにして、茶屋を中心とする精神病患者看護の仕組みができあがった岩倉の状況を図示すると図1のようである。

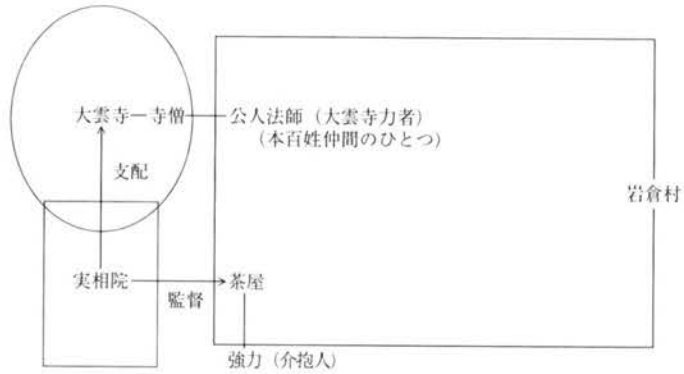
二、岩倉伝説の成立

前節によって、岩倉に精神医療を目的とする参籠者が、一八世紀前半にはあらわれていたことがわかるが、それらが一般化したのはいつのことであろうか。安永九年（一七八〇）に刊行された『都名所図会』⁽⁶⁾は、実相院周辺に数多く並んだ「こもりや」を描き、この地域が民間医療信仰によって賑わっていることを物語るが、それらが精神病患者によるものかどうかは明らかでない。

また、加藤博史は、元禄年間（一六九〇年頃）につくられた『名所都鳥』に記された「岩屋山」の例をあげるが、これは同じ愛宕郡にある岩屋山志明院のことである⁽⁷⁾。また、『山城名跡巡行志』⁽⁸⁾（二七五四年）が記すように、一八世紀中頃までの大雲寺はむしろ眼病治療の地として知られていたのである。そこで、岩倉の精神医療に関してまとまった記述としては、やはり著名な次の史料をまたなければならぬ⁽⁹⁾。

今も京師の俗をりには発狂の人を岩倉等の処に伴ひ飛泉に打す事あり、然れども多く親類の者は見るに忍ず等とて、他人を雇ひつけ置、

図1 近世、大雲寺・実相院・岩倉村と精神医療信仰の関係



故夜中など病人を取逃さん事を恐れて終日終夜縛り置き、己が寢食を安せん事を計る、此故に病人の意を激しめ却て狂気盛んになる類多し、若し親子兄弟朋友など交代て、病人の気取りを専にし志の従を見てうたせなば必ず功のあるべきなり、治不治は灌水の罪に非ず、行ひ様の備へ悪きによる、今予が行ひし灌水の治験一二を挙て示さん、此の意を以て行ふべし、蓋し灌水狂に限らず諸病に行ふなり

(中神琴溪「生天堂医譚」)

これによって、一八世紀末には、岩倉の精神医療信仰もようやく知られるようになっていたことがわかる。これは、岩倉に茶屋経営が勃興してくる時期に合致する。

それでは、岩倉の精神医療に関して論じる際、必ず言及される伝承は、史実といかなる関係があるのであろうか。伝承は、岩倉で精神医療がおこなわれるようになるきっかけとして広く流布されているもので、細部には多少異同があるもの、おおむね次のように伝えられている。

人皇七十一代の帝後三条院第三の皇女御歳二九の御頃より御心地常ならず在まし、丈なる御髪をも乱し只帳中にかくれ給ひ、近侍の女房はいふに及はず、御父帝にさへ御物がたりをもなし給はず、(中略) 当山観音院の西谷に不増不減の霊池三井寺關伽井の水源あり、この由奏し奉るに帝叡喜斜ならず、日々にこの霊泉を敬服せしめ、昼夜観世音に御祈誓まいらせられたれば、不測なるかな皇女の御心日々に清々しく不日に御平愈あらせらる。

この記述は、一九一八年(大正七年)に山本与三郎が記した『京都府愛宕郡岩倉村概誌』¹⁰⁾などとも符合し、岩倉と精神医療を語る際、必ず引き合いに出される伝承である。ただ、この伝承の初出を探ることは難しい。大雲寺の霊泉や滝の効能を説く記述は旧い文献にも見られるが、精神医療に関わる記述はほとんどが明治以後の文献に限られるからである。そこで、ここで引用したのは大雲寺で製作された「御香水之由来」¹¹⁾という文書である。これは、大雲寺自らが精神医療についての効能を書き記したもので、一種の広告といえる。その体裁から見て近世の作と考えられ、精神医療に関する伝承を記した文書としては旧いもののひとつといえよう。

こうして見ると、後三条天皇にまつわる伝承は著名なものではあるが、それが広く流布したのは決して遠い過去のことでないことが知られ

る。それはやはり、茶屋が発展し、多くの参籠者を受け入れるようになってからのことであつたのではないだろうか。

もちろん、既述のように、大雲寺が諸病平癒の参詣者を集める民間信仰の地であつたことは確かで、そのなかに精神病者も散見されたであろう。ただ、精神病者治療で知られた神社は他にも多く見られ、大雲寺はそれら多くの神社のひとつにすぎなかつた。表1では、中神琴溪も注目した滝治療を中心に精神医療信仰についてまとめておいた。依拠した調査報告書には、調査方法の制約により地域的な偏りが見られるが、全国的に無数の精神医療信仰が存在したことがわかるであろう。大雲寺の場合、元禄三年に開帳以後、世間に知られるようになり、一八世紀末には、精神病者を広く集めるようになる。その後には、病者看護をなりわいとする茶屋の活動があつた。

ところで、大雲寺と精神医療にまつわる伝承にはもうひとつあり、それは、本尊の十一面観音の頭部が天文一五年（一五四六）に焼けこげたことに由来する。⁽¹²⁾

一般に「代受苦」といわれ、仏像が祈る者の苦しみを身代わりになって受けるといった考え方があつたが、これが十一面観音が頭に効くという伝承につながつたものである。ところが、この観音は長い間秘仏として扱われており、一般に知られるような存在ではなかつた。この観音が広く知られるのはやはり元禄三年の開帳であり、この時、十一面観音が守り伝えられてきた経過が、広く信仰を集めるようになったと考えられる。以上述べたように、大雲寺と精神医療に関わる伝承が登場するのは、少なくとも元禄三年（一六九〇）以後で、とくに茶屋経営が軌道に乗つてきた一八世紀末以降、人口にも膾炙したものと考えられる。

ところで、かつて精神医療信仰の地として著名だつた岩屋山志明院は、岩倉よりさらに一〇キロ近く北上した場所にあり、真夏の暑さをしのぐのには格好の地であつた。ある史料によれば、岩倉大雲寺や清水寺音羽の滝などに比べると志明院の滝の効能の方が高く評価されるなど、その信仰には根強いものがあつた。⁽¹³⁾しかし、志明院は、各地から病者を抱えて多くの人々が訪ねるには、余りにも僻遠の地にあつたといえよう。そこで、より洛中に近く、適度に静寂さや涼しさを保つた岩倉が、志明院などのより奥深い地に対する信仰を受け継いで、次第に発展したのではないかと、筆者は推測する。岩倉では、有利な立地条件を利用して多くの茶屋が簇生し、その後の発展の基礎を築いたのである。

前述の「御香水之由来」は、そうした時期に生まれた伝承の伝播、流布の経過を物語る貴重な史料といえ、まさに大雲寺が庶民の参詣者に開かれることによって「創られた伝統」であることを示しているといえるであろう。

表1 著名な精神医療信仰の所在地

都道府県	寺社など信仰施設	沿革など
北海道	妙国寺	明治42年開始。a
	観月山妙法寺	享保年間頃建立。a
	定義温泉	文政年間より温泉治療。大倉温泉。bc
	秀巖寺大福寺	滝不動堂・滝水院。昭和30年廃止。ab
	滝沢不動尊龍堂	勢多郡金蔵院住職の管理。a
	正中山法華経寺	古くから信仰あり。大正6年療養所開設。abc
	仙滝山竜福寺	文化年間より滝治療。岩井の滝。昭和25年廃止。c
	原木山妙行寺	明治20年頃より参籠増加。ab
	鷺山寺	祈祷。a
	常宋山顕本寺	冷水浴。a
	八街山不動院	明治24年建立。a
	高圓寺	明治33年頃より開始。a
	御滝山金剛寺不動堂	文久年間より開始。a
	滝山竜福寺	滝治療。a
東京	高尾山薬王院	滝治療。蛇滝など。abc
	長久寺	明治33年開始。a
新潟	慈光寺	応永以後参籠。b
	大岩山日石寺	大岩不動。bc
富山	瑞長山靈沢寺	不動滝。c
	向昌院	明和年間より滝治療。藤袋の滝。昭和22年廃止。c
	七面山白糸の滝	修験道の行場。c
	身延山久遠寺	古くから信仰。a
静岡	油山寺	八世紀頃眼病治療の伝承あり。瑠璃の滝。c
	穂積神社	古くから信仰あり。ab
愛知	光明山順因寺	応永年間より灸法・漢方治療といわれる。昭和31年病院化。c
	鉄塔山天上寺	文久年間に山本秀詮が開設。昭和25年廃止。ac
京都	紫雲山大雲寺	延久年間の伝承あり。明治17年病院化。c
	岩屋山志明院	飛竜の滝。脳薬師。c
	大日堂	参籠。abc
大阪	浄見寺爽神堂	慶長4年に本多左内が熊取町に開設したといわれる。明治15年病院化。c
	浅山不動尊岩滝寺	灌水治療。昭和12年廃止。c
兵庫	阿波井神社	水行と祈祷による治療。ac
	神道修成派教務支局	明治20年頃より開始。a

記号は出典。aは呉秀三本文注(32)、bは呉・櫻田本文注(46)、cは小林靖彦「日本精神医学の歴史」『現代精神医学大系』第一巻Aから引用した。ちなみに、千葉県が多いのは出典aの調査内容に偏りがあるためだと考えられるが、いいかえれば、他地域にも同程度の信仰地は数多くある。養老の滝(岐阜)、清水寺、真如堂、宝塔寺(以上、京都)などもその例であろう。

三、明治維新时期岩倉の精神医療——処遇論の展開——

岩倉の精神医療の中心をなすのは、「岩倉伝説」にも見られるように、關伽井の香水であり、眼病など諸病治療の參籠者が目的とするのもまずこれであった。さらに、境内にひかれた滝に打たれる滝水療法があった。前述の中神琴溪「生生堂医譚」は、この滝水療法について述べたものであった。

ところで、こうした治療は境内の各所でおこなわれるため、必ずしも大雲寺の用意した參籠所を利用しなくても可能であった。そこに、茶屋が営業を拡大できる余地があったといえよう。茶屋は、參籠者の増大にあわせて、独自の宿泊施設を設け、食事のまかない料や看護料などをより多く確保するようになるのである。一九世紀初頭、大雲寺門前の有力茶屋が相次いで建家を新設するのは、こうした目的によるものであった。これはまた、茶屋経営が実相院・大雲寺支配から自立する過程を物語るものといえるであろう。

文政元年（一八一八）段階で実相院が営業を許可した茶屋は、車屋（今井家）、藤屋（岡山家）、若狭屋（城守家）、松屋（上田家）の四軒で、このうち、上田家は寛政八年、城守家は文化一二年、今井家は文政元年にそれぞれ新しい建家をつくり、茶屋経営を本格化した。⁽¹⁴⁾

ところで、中神琴溪は「生生堂医譚」において滝の効能は否定しないものの、岩倉の茶屋・參籠所でおこなわれている精神病患者処遇について、「多く親類の者を見るに忍ず等とて、他人を雇ひつけ置、故夜中など病人を取逃さん事を恐れて終日終夜縛り置き、己が寢食を安せん事を計る、此故に病人の意を激しめ却て狂氣盛んになる類多し」と疑問を呈し、精神病患者治療としては逆効果を生んでいると指摘する。岩倉の精神医療がようやく盛行を迎えた頃、すでに、その処遇の実態について批判があらわれていることを見逃すことはできない。

茶屋による精神病患者看護の実態については、必ずしも充分な史料があるわけではないが、実相院とのやり取りのなかである程度推測できるものもある。⁽¹⁵⁾

近來於山内強力と名目を呼、參籠之病人を預り致介抱候由、然ル処、右病人之内手強き狂乱之輩有之候得は、猥ニ打擲等いたし、其上三度之食事等をも不与、咎人同様ニ擲メ置、自らは山内或は村方迄も遊び歩行、別而婦人等預り候而は自ら慰物同様ニ取扱、又は參籠之輩え博突を進メ、其外種々不宜儀共有之候趣、逐一相聞え候（下略）

これは、前述の「強力」の行状に関する記述であるが、実相院はこれを取り締まろうとしながら、茶屋の抵抗にあい実現しなかった。そこで、

茶屋を通じて、「たとい手強き病人たり共、猥に打擲等いたし、都而むごき取扱等急度為致申間敷事」、「婦人參籠之節は、別而猥敷儀無之様、急度為相慎可申事」などの規定を守らせるほかなかった。茶屋の力はそこまで大きくなっており、自立しつつあることを実相院も認めざるをえなかったのである。

明治維新は、こうした傾向に拍車をかけた。廃仏毀釈に象徴される宗教政策の変化と、社寺領土地にともなう社寺の門前町に対する影響力の低下により、実相院・大雲寺の寺勢は見る影もなく衰えた。同じ愛宕郡にある名利鞍馬寺では、維新の混乱期に際し、寺と村民との対立が深まり、塔頭住職が次々と殺害される事件が起きていた。¹⁶ これなども、山間部において寺の圧倒的な権勢に押されて沈黙していた村民らが、ようやく自立しはじめたことを示す動きであった。すでに経済的に自立し始めていた岩倉の茶屋の場合には、維新を契機に実相院支配を離れ、独立した看護施設となったと考えられるのである。

一八七五年（明治八）四月、京都府下京区の住民葉政輔が府に言上書を提出したのは、このような時期であった。¹⁷

管下愛宕郡北岩倉大雲寺ノ如キハ蔽屋ヲ設ケ、此患者ヲ之レニ籠シ徒ラニ仏ニ託シテ世話料且飯料等ヲ貪リ、此レカ為許多ノ金ヲ費サシメ、病乱ノ愈サル而已ナラス却テ困窮ニ陥ルノ期ヲ促シ、殊ニ甚シキハ乙訓郡下久世村大日堂ニシテ其暴行一層大雲寺ニ超越セリ

葉は、岩倉と久世でおこなわれている精神病者治療を指弾し、欧米でおこなわれているような「癲狂院」の設置を求めたのである。これは、日本で最初の精神病院の設置に関わる重要な文書であった。

京都府は、この言上書にもとづき、早速、岩倉及び乙訓郡久世村における精神病者治療の実情を探索する。探索は、知事の命により監察山根真吉郎によっておこなわれ、同月中に報告された。¹⁸

山根は、岩倉の状況を的確に伝える。まず、大雲寺に参籠する精神病者は「力者」によって世話を受けるが、主として「患者ノ意ニ任スノミ故二代料モ適宜」であった。ところが、参籠者は主として四軒の茶屋に宿泊しており、そこでは、「介抱人」が看護にあたり、「旅宿料ハ素ヨリ外ニ金一朱又ハ四五銭ヲ取ル、酒肴并間食物ハ此外タリ」と、様々な名目で金銭を貪るといふ。すでに、「観世音ハ有名無実」で、治療らしきこともおこなわれていないようであった。また、四軒の茶屋は従来通りであるが、このうち、松屋の経営者は上田家から袖岡家にならび、山根の報告の重点は明らかに大雲寺よりも茶屋に向けられており、そこにおける看護が大雲寺信仰にもとる利潤追求の場となっていることを指摘したのである。

そこで、翌月に作成された明石博高の建議¹⁹⁾には、次のような趣旨が盛り込まれた。

岩倉村大雲寺・久世村大日堂等ノ如キ、信仏ニ托シ病者ヲ集ム、此地閑静ナルヲ以テ一時意識ヲシテ舒暢開放セシムルニ似タレトモ、其實ハ村民・僧尼ノ狂者ヲ宿セシノ網利ノ具ト為スノミ

明石は、岩倉における治療方法にも言及し、「若シ患者癡々狂喚スレハ布団ヲ以テ全身ヲ囊壅シ糸繩ヲ以テ縛繫スルコト数時、病者其苦惱ニ堪ヘスシテ漸々披露スルヲ窺ヒ之レヲ解放ス、偶々強壯ノ者ハ疲労復スト雖トモ多クハ精神過敏・身体薄弱ノ輩、此病ニ係ルヲ以テ為ニ壅死セスト云フ可カラス、或ハ暴意ヲ以テ病者ヲ灌水セシメ亦溺死ナシトセス」と、病者が処遇のために命を落とすことさえあると記す。

京都府の医療行政の最高責任者といえる明石博高のこの建言が、日本最初の精神病院である「京都府立癡狂院」設立の方向付けを決定した。⁽²⁰⁾

四、癡狂院の創設——近代化政策の見取り図——

京都府立癡狂院は、一八七五年（明治八）七月、東山天華（永観堂）らの尽力によって南禅寺山内に開業した。その実質的な運営は、府立療病院の医師半井澄、真島利民に委ねられた。

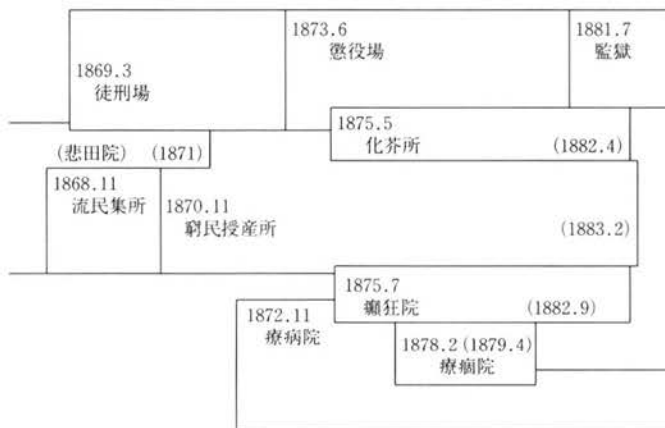
癡狂院は、府の近代化政策の一環として設立されたものであった。医療施設としては、療病院をはじめ、「癡」病者を収容する療癡院などが設立された。そこで、関連する諸施設の変遷を図2によっておおまかにたどることにしたい。⁽²¹⁾

図2の各施設は、明治初年の混乱期に生じた社会問題との関連で見ると次のように整理できるであろう。

まず、なによりも増加したのは地方から流入する困窮者で、都市部の行き倒れ人などが目立ち始めていた。それらを収容するために設けられたのが「流民集所」であったが、従来の「悲田院・非人小屋」と役割が似通っていたために、一般の困窮流入者を市中五ヶ所（のち四ヶ所）に設けられた流民集所、「悪党・竊盗の類」は悲田院・非人小屋で扱うことにした。ただ、この区別は布達など文書の上では可能であっても、実情にそったものとはいいがたかった。実際には担当する官吏や小屋頭の判断に委ねられていたものと思われる。

一八七〇年（明治三）十一月、流民集所を発展的に改組したものが窮民授産所で、これの運営には遊廓など興行主からの冥加金⁽²²⁾があられた。これらの施設の性格について検討した加藤博史によれば、窮民授産所への入所者には、「無産無籍の窮民に限らず、不良放蕩の者」も含まれた。「従来彼らは、親の依頼により徒刑場内にて、苦役と称され庸役されていたもので、七五年頃には、さらに「悪業」を重ねたものや、家

図2 京都府の近代的諸施設の沿革（概念図）



() 内の年号は廃止年月

よって監獄制度のなかに一元化された。

ところで、前述の「依頼苦役人」（「請願懲治」）のようなケースが監獄に收容されるのは過渡期の形態といえ、その後、さまざまに変転する。すなわち、当初徒刑場に收容されたいわゆる「不孝遊惰な者」らは、一八七〇年一月に窮民授産所が開設されると、そこに移管された。監獄制度も整理が進み、「不孝遊惰」な未成年者などは、一般的な「社会的逸脱者」⁽²⁵⁾として窮民授産所で取り扱うことになったのである。しかし、その後、懲治監を開設、整備するにしがたい、「依頼苦役人」は懲治監に、さらに一八八九年には感化保護院へと移されることになった。授産施設としては、窮民授産所以外に、化芥所が設立された（一八七五年）。化芥所は、徒刑場や窮民授産所で萌芽していた授産事業のなか

出のために入所するものが増える風潮」があったという。⁽²³⁾

他方、現実に犯罪を犯した者を收容する施設として、一八六九年、京都府徒刑場が設置され、未決囚は京都府牢獄に收容された。ところが、犯罪にはいたらないものの「不孝遊惰」などとして行状に問題ありとされた子弟については、家族などからの請願によって徒刑場に受け入れることにし、七〇年には実際に一〇人以上の收容者がいた。頼頼末雄は、これを「依頼苦役人」と称し、加藤博史はこれを「請願懲治」と呼ぶが、近代初頭の監獄行政の一面であった。⁽²⁴⁾

このように、近代的な授産施設や監獄制度が発足すると、かつての「悲田院・非人小屋」と機能が重複することになった。一八七一年の「解放令」は、そうした折りに発布され、施行された。「非人小屋」は単に廃止されただけでなく、近代的な代替施設によってとってかわられたのである。「解放令」以前には、困窮者をして「流民」と「非人」に分類して收容したこともあったが、身分制の解体によってそのような区分は制度的な意味を失った。

また、旧「非人小屋」の一部は困窮者を対象とする借家や木賃宿のようなものに転じていくが、身の置き所をなくした困窮者や「悪党・竊盗の類」のなかには窮民授産所などに收容される者もあったであろう。悲田院は、囚人の取り扱いにも関与していたが、「解放令」に

から、塵芥収集・再利用の仕事を独立させた施設で、困窮者の急増と塵芥処理という二つの都市問題に対応した画期的なものであった。

これらの施設以外に、療病院、癲狂院、療癲院などの医療施設があった。なかでも、その中心となった療病院は、主治医を持たない流入者や困窮者が廉価で医療を受けることができるいわば、「治療」の役割を担っていた。また、精神病院と「癲」病に関しては専門病院を設けるなど、ここにも、「社会的逸脱者」²⁵の処遇の問題が密接に関わっていたのである。

これらは総じていえば、「社会的逸脱者」の処遇をめぐる京都府の近代化政策の鳥瞰図といえる。小文においてこれを示したのは次のような理由からである。岩倉・久世を探索した山根真吉郎の報告書をよく読むと、岩倉の茶屋などの処遇者には、精神病者に限らず、「身持悪キ者」「放蕩無頼ノ者」などが含まれているのである。すなわち、山根の報告によれば、岩倉の精神医療が、病者の治療というよりも委託する側の都合による隔離という側面を多分に含んでいたことを示しているのである。そこには、雑多な「社会的逸脱者」が委託する側の論理で預けられていた。

これに対して、癲狂院をはじめとする京都府の近代化政策は、「社会的逸脱者」の分類収容を目指した。近世において、困窮者を中心とする雑多な「社会的逸脱者」を引き受けてきたのは、悲田院・非人小屋であったが、近代化政策によって、「病人」は病院（療病院、療癲院、癲狂院）、困窮者・浮浪人は授産施設（窮民授産所、化芥所）、囚人・「犯罪者」は監獄（懲治場、感化保護院などを含む）へと分類収容の道²⁶を歩むのである。

このうち、療病院・療癲院・癲狂院などの医療施設は、いずれも開明派官僚と医学者の主導によって設立されていった。そこには、西洋医学の見地に立った分類収容主義が貫かれた。²⁷

このような事態の進行を、加藤博士はひとり的人物のライフ・ヒストリーから明らかにしている。²⁷
 一八五三年（嘉永六）に生まれた仁助は、明治元年頃より放蕩、「乱心同様の所業」が見られるようになり、一八七四年岩倉大雲寺や久世村大日堂に送られた。ところが、仁助の放蕩はやまず、しかも、岩倉などの看護が禁じられたために、一八七七年、仁助の父は窮民授産所への入所を申請した。

ところが、府は仁助の行状を調査し、医師小石中蔵に診察を受けさせた上で、父に「癲狂院御差加願書」を提出させ、同年六月癲狂院に入院させるにいたったのである。

ここに見られるのは、まさに「社会的逸脱者」の分類の過程である。

ところが、一八八二年から八三年にかけて、化芥所、癪狂院、窮民授産所が相次いで閉鎖されたり、払い下げられたりした。そこには、榎村正直府政から北垣国道府政への大きな政策転換があった。

一八八三年、府知事退任後、京都を視察した榎村は、次のように記した。⁽²⁸⁾

明治十四年長官交代シ府治ノ方針一変シテ他ヲ以テ主義トシ、旧令廃止旧規変換ノ新令屢出、自由民権ノ説之ニ乗シテ進入シ、官吏ハ旧令ヲ破毀スルコトヲ是レ務メ、人民ハ旧弊ヲ提出スルコトヲ是レ競ヒ、干渉ノ煩ヲ脱シテ放縦ノ自由ヲ唱ル声一時囂々タリ、然リ而シテ従前検束ヲ受ケタル浮業ノ遊民無頼ノ奸徒時ヲ得テ頭角ヲ顕ハシ勢力ヲ張り、旧弊陋習再燃シ善良ノ慣習ハ將ニ消滅セントス、窃盜俄ニ多ク乞丐忽チ出テ氣運稍退歩ノ状ヲ萌セリ

「干渉主義」といわれる榎村府政は、様々な施設を整備して「社会的逸脱者」の分類収容を急進的に推進してきたが、「任他主義」⁽²⁹⁾を掲げる北垣府政のもとでは、自由が謳歌し「旧弊・陋習」が復活して、犯罪や物乞いが急増しているというのである。

榎村は、窮民授産所が廃止されたことを惜しむと同時に、旧非人小屋においても「家居授産法」⁽³⁰⁾がおこなわれていたことをあげ、「今ハ之ヲ廢シ其取締ナキ故ニ、又昔年ノ通り懲放自棄施物ヲ貪リ乞フ者多シ」と記した。

五、私立岩倉癪狂院と茶屋

①私立岩倉癪狂院の創設

一八八二年（明治一五）九月、京都府立癪狂院は閉鎖された。以後、事業は永谷鍵次郎、李家隆彦らに引き継がれた。

ところで、岩倉では一八七五年に大雲寺參籠が禁止されてから、いくつかの試みがなされた。その第一は、村民による病院（「仮癪狂院」）設立の動きである。⁽³¹⁾

土屋栄吉の記録にしたがって「仮癪狂院」について言及した藤川達明らは、岩倉村での病院設立計画を伊佐保五郎らによる試みと推測するが、もしそうだとすれば、茶屋経営者らとは一線を画す、いわば当時の榎村開明派府政に呼応するものといえた。のちに、呉秀三が「明治ノ初岩倉村ノ有志者ニヨリテ仮癪狂院トシテ設立サレシガ、土地旅宿業者トノ軋轢ニヨリ萎靡振」⁽³²⁾ わなかつたと記しているのが数少ない手がかりのひとつ

つといえる。⁽³²⁾

これに対し、茶屋経営者らは府立癲狂院の賄いや介抱人の仕事を請け負うことで生き残ろうとした。

一八七五年七月に城守、今井、袖岡、岡山の四家連名で書かれた嘆願書には、「病者の介抱並諸賄向等、私共へ被仰付候ハ、難有」と記された。この嘆願書が実際に府に提出されたか否か、採用されたか否かは定かではないが、地理的に見ても岩倉からの看護の出張は不可能であろう。そこで、茶屋は、旅籠屋や煮売屋としての生き残りを策した。当然、対象には精神病者を想定していたであろう。茶屋経営は細々と続けられたが、たとえば、一七八〇年に今井新五郎が記した「旅籠賃高届書」には「旅籠亭人も無御座候」と、その窮状が報告されている。⁽³³⁾

一八七九年（明治二二）七月、この地を訪れた尾崎三良は、日記に次のように記した。⁽³⁴⁾

昔シ此地ハ風癲人ヲ置ク所、其弊多キヲ以テ今ハ之ヲ廢シ専ラ南禅寺癲狂院ニ移ス。故ヲ以テ寥々タリ。昔シノ繁栄ハ風癲人並ニ其親戚等爰ニ輻輳スルニ依ル。村民再ビ風癲人ヲ欲望スト云フ。

茶屋経営者はまだその名残りをとどめてはいたが、昔日の面影なく逼塞した。一八八二年の府立癲狂院廃院はそうした折りのことであった。府は、精神病院への収容を中心とする精神医療政策を転換したわけではなかったが、その実現を民間の医療機関に委ねる形になったのである。

そこで、癲狂院出身の永谷らは私立京都癲狂院を永観堂に、三上天民は船岡山近くに木瓜原癲狂院をそれぞれ開院、民間精神医療の受け皿となった。

これは岩倉村の茶屋経営者にとつては願ってもないことであった。かつて仮癲狂院を試みた村民有志と茶屋経営者は、「明治十七年八月二至り両者和解シテ岩倉癲狂院」を設立した。⁽³⁵⁾ 設立には玉城長右衛門、入谷左右輔、伊佐保五郎らが関わっていた。⁽³⁶⁾

藤川らの研究によれば、私立岩倉癲狂院は、当初より地域看護の利点を生かし、一部の農家で精神病患者を預かるなどの試みがなされるが、そのなかでも旧茶屋経営者が有力な受け入れ先として復活してきた。しかも、一八八七年（明治二〇）には患者による放火から「シバンチョヤケ（芝町焼）」という火事が起こったことから、一般農家が患者を引き受けなくなり、旧茶屋への依存度は高くなったといわれる。

ところが、八三年（明治一八）三月には、岩倉癲狂院の「保養室」を受け持つ岡山栄次郎、袖岡源次郎、今井新五郎、城守栄二郎ら五名が癲狂院を離脱する。これらの氏名から、「保養室」とは、近世以来の茶屋のことであることがわかるが、病院と茶屋とは和解後わずか一年程でたもとを分かったことになるのである。⁽³⁷⁾

ところで、岩倉癲狂院と茶屋との関係を探ると、精神医療に対する考え方の違いだけでなく、岩倉村内秩序の問題が浮かび上がってくる。玉城長右衛門らによって設立された岩倉癲狂院は、その後、高橋浅之助、今井新次郎、柏村辰三、高橋竜造らによって受け継がれていく。ところが、柏村の実兄房岡禹之輔、高橋浅之助・竜造父子などは、いずれも大雲寺の公人法師を代々受け継ぐ、岩倉村の名家であった。癲狂院と茶屋との対立の背景には、精神医療の方針をめぐる考え方の違いだけではなく、旧公人法師の系譜を引き村政の中核を担う家々と、茶屋を経営する新興勢力との対立もあったのではないかと考えられるのである。⁽³⁸⁾

②法令の変遷と茶屋経営

府立癲狂院を廃止した北垣府政は、精神病者の救護費用について内務省に問い合わせをした。内務省は、それに対し、「暴動捨置キ難キモノハ監獄別房ニ入レ、否ラサルモノハ戸長ニ於テ適宜救護ヲ加ヘ」るなどと答えた。⁽³⁹⁾分離収容主義が変質し、精神病者が再び監獄を含む諸施設に分散される可能性が出てきた。京都、木瓜原（のちの船岡）、岩倉の各私立癲狂院は、それを防止するための医療関係者なりの努力であったといえよう。

榎村府政の中断は、近代的諸施設の廃止をうながすとともに、榎村によって禁圧されていた民間信仰が頭をもたげることとなった。

岩倉における茶屋経営の復活は、知事退任後に榎村が指摘した「旧弊陋習」の「再燃」の典型的な事例といえた。そこで、京都府は、繰り返した茶屋に対する規制をおこなった。呉秀三は、その後の状況を、「両側ノ間ニ紛議ヲ呈シ以前ノ状態ニ復セルニ、京都府庁ノ旅宿業者ニ患者収容ヲ制禁セルヨリ、遂ニ再ビ病院側ト一致シ株式組織トシテ二十三年九月十四日開院式ヲ挙行ス」と略述する。⁽⁴⁰⁾

茶屋経営者ももはや近代医療施設と無関係には存立しえず、相互に協力しながら利点を生かすような取り組みに発展していったのである。

茶屋と癲狂院（病院）との関係は法令によって左右された。

一八九一年（明治二四）四月に制定された京都府癲癩人取締規則は、病院以外に「宿屋」での「癲癩人」の宿泊を認めており、茶屋経営は黙認された。旧来から継続してきた城守、今井家に続いて、岡山家、西川家に加わり、茶屋による精神医療は息を吹き返した。⁽⁴¹⁾

ところが、一九〇〇年（明治三三）七月の精神病患者監護法の発布により、再び宿屋による監護は禁止される。すでに、一八九二年に岩倉癲狂院は岩倉精神病院と改称されていたが、同病院は監護法発布後、土屋栄吉を院長に迎える。土屋院長は、当然、病院中心の近代的な精神医療を

志向するが、他方で、岩倉に根付いた茶屋を無視することはできなかった。監護法にしたがって禁止するのではなく、病院の一部として存続させる道を選んだのである。それは、おそらく創立時の岩倉癲狂院が目指した病院と保養室（茶屋）との関係に近いものであったろう。かつては病院との連携に消極的で、結果的にはたもとを分かった茶屋経営者も、監護法下においては土屋院長に協力する以外に方法はなかった。

茶屋はいつの頃からか「保養所」と呼ばれ、病院の補助的な役割を担うようになる。のちに、土屋自身、「保養所の」各家族相互間には申合せ規約が存在し、凡て岩倉病院長の統制に服し、収容患者の適否、看護方衛生設備診察治療等一切その指揮を仰いで居る」というまでに密接な関係となったのである。土屋は、「斯くて岩倉病院は実に岩倉村精神病者コロニーの中央療養所である」と誇らしげに結んでいる。⁽⁴²⁾

岩倉病院側の保養所に対する積極的な位置づけにより、その数は次第に増加した。すでに明らかにされている史料などをもとに、その概要をたどると次のようである。規模や、経営理念など、数の増加とともに性格も多様になるが、保養所の沿革がこれでわかるであろう。

既述の城守家、今井家（甲館）、岡山家、西川家に続き、一八二三年に渡辺家、翌年二四に今井家乙館、二九年に村松家と山本家による保養所が開業する。⁽⁴³⁾

さらに、一九三五年の調査によれば、岩倉館、梶田、加藤、堀内などの保養所が、また、別の調査によれば、福井（二八年設立）、梶田（三二年設立）、加藤（三三年設立）、堀内（三四年設立）などの保養所が、その後活動を開始したことが記録されている。⁽⁴⁴⁾

こうして見ると、保養所による精神医療は一九三〇年代に全盛期を迎えたといえよう。ところが、わずか一〇年後、第二次大戦の深まりの中で、岩倉病院が陸軍に接収され、保養所の多くも閉鎖された。また、有力保養所のいくつかは、自ら病院となって存続の道を探った。戦後、病院化することで生き残ったのは、城守、岡山などいずれも近世の茶屋の流れを汲む有力保養所であった。

六、私宅監置と家庭看護

以上、岩倉の精神医療が近世後期に本格化し、榎村府政下においては弊害が指摘されて禁圧されたものの、分類収容主義の挫折によって息を吹き返すまでを歴史的にたどった。これを茶屋に即していえば、茶屋経営者が近代の「保養所」経営者へと転化する過程で、近代医療の導入と法整備によって、その質も大きく変化したということができる。重要なのは、同じ岩倉でおこなわれていることであっても、その構造が大きく

転換していることである。

ところで、岩倉の精神医療が発展するにあたっては、これを地域医療の模範として高く評価する論者が大きな役割を果たした。呉秀三、土屋栄吉らがその代表格といえるが、ここで論者の議論を整理すると次のようである。

呉は、精神病患者監護法下での精神医療の問題点を次のように整理する⁽¹⁵⁾。

精神病患者の看護には其他の病人よりも余計に家族の世話を要するものである。病人一名あれば其看護の爲めにも一人を要する、又二人三人を要するものであって、貧家であつて見れば精神病でない病人ならば随分薬其他を準備して病人丈家に残して出稼ぎの出来ぬ事もないが、精神病患者では左様には行かない。手がかゝる。貧家では逆も遣り切れず、一家共倒である。

すなわち、呉が第一に力説するのは困窮者の精神医療のための公共施設の必要性であり、その意味では、精神医療の近代化そのものであった。精神病患者監護法もそうした理念のもと、医療施設とはいえない宿屋などでの治療は認めなかったが、とはいえ、公共の医療機関の充実は望むべくもなかった。そこで、監護法が容認するのが、「私宅監置室」における看護であり、これは精神病患者を抱えて困窮する家庭が、家人の就労に差支えないように、患者を私宅内に閉じ込めておくことを公式に認めたものであった。

呉は、その詳細な調査をもとに、「私宅監置ト民間療法ト、此二ツハ実ニ我邦ニ於ケル精神病患者ニ対スル現代ノ代表的処置ナリト謂フベシ」と、その問題点を指摘した⁽¹⁶⁾。私宅監置の実態は、土間の片隅や離れの物置に鎖や手錠をつながら、糞尿にまみれる患者の凄惨な姿だけでなく、「一家ニ精神病患者ヲ発スルトキニハ、病者ノ所得ハ消失シソノ資産ノ減額ヲ致スハ勿論、家族ノ活動力ハ之ガ為メニ衰耗シ、一家ノ蒙ル物質的及び精神的損失ハ莫大ナルモノナリ」と、患者を抱えた家族の荒廃に至るのである。

そこで、一部の市町村では公共の監置室を設け、困窮世帯の救済をおこなう。しかし、それは多くの場合「行路病者救護所」や「伝染病隔離舎」などを転用したもので、なかには「特殊部落」内に設置された「行路病者收容所」に收容された患者もいた。この女性患者は、「経血ノ附著セル不潔ナル衣ヲ纏ヒテ、室隅ニ蹲」り、「栄養不良」な様子であった。患者の衣類の洗濯は月二回、市嘱託医の巡回が二ヶ月に一回であるのに対して、警察官の巡回は月一〇回であったという⁽¹⁷⁾。

公共施設においては、精神病患者は治療を受けるのではなく、監置という治安上の問題として処理されていたのである。呉は、近代的医療にもとづく病院施設を奨励しながら、「監置」という治安対策的な処遇に対して一貫して批判し続けた。

これに対して、呉が高く評価したのが、ヨーロッパに広く見られた「癲狂村」すなわち精神病患者が清潔な空間で自由に活動し、さまざまな作業に従事するコロニーであった。さらに、これに関連して言及したのが岩倉の精神医療である。呉は、次のように述べる。⁽⁴⁸⁾

京都ノ北岩倉村ト曰フハ古来歴史上ノ縁起アリテ精神病患者ノ群衆スル所ニシテ、其地ノ旅宿屋ハ此等患者ヲ宿泊セシム、余ノ調査ニハ若狭屋二十五人、東屋十人、藤屋十六人ノ癲狂者ヲ宿泊セシメタリ、サレバ此ノ組織ヲ改良シテ家族看護法ヲ実行シタランニハ地理、歴史上ヨリ極メテ適当ノ場所也ト思フ、然ルニ今日ニテハ是等患者ヲ宿泊セシムルヲ禁ジタリト聞キシガ、実ニ遺憾ノ事ナリ、速カニ再興シテ此法ヲ布キタキモノナリ

また、呉のこの発言に対して、片山国嘉も「各自任意ニ戸外ニ出テ散歩シ、或ハ店頭ニ座シテ閑談スル状、恰モ常人ノ如シ、故ニ斯ノ如キ風俗ヲ発達セシメ家族看護法ヲ励行シタランニハ極メテ便益ナラン」と同意した。

「癲狂村」に見られる作業療法や「家族看護法」などは、鎖錮や隔離中心の従来への処遇に対して、新しい精神医療の目標とされていたのである。岩倉は、いわばその先駆的な実例として取り上げられたのである。その過程で、茶屋は「監置」の対極にあるものとして理想視された。

いうまでもなく、呉らは民間療法にきわめて批判的で、行政がこれらの取り締まりを怠っていることに不満を表明している。しかし一方で、適当な医師の監督のもと、「古来必治ノ称アル伝説ト旧時ヨリ病者ヲ招集シタル風習トヲ善用シテ、組織アル療養所ヲ設立シ、最近欧米ニ於テ広ク行ハル、村落療方・家庭看護方等ニ則リ設備を施すことを奨励する。⁽⁴⁹⁾ 岩倉や定義温泉などの例を念頭に置いているのである。

岩倉精神病院長となった土屋栄吉の実践は、こうした呉らの主張と同一のものであった。土屋が、茶屋を保養所として活用するのは、当時の最新の精神医療の影響をうけたものだったのである。

これに対して京都市社会課は、より冷静な評価を下す。社会課は、「諸保養所は、所謂精神病院の陰惨さを予想せしめず、不幸なる精神病患者を家庭の一員として暖かく看護する家族看護法に適はしい諸条件を具備して居り、常に多数の精神病患者治療の為に貢献してゐる」と存在意義を認めながら、次のようにも記す。⁽⁵⁰⁾

これら諸保養所は何れも営利を本位とした、或は少くとも採算を離れては経営し得ざる存在であつて、何等社会事業的なる救療的なる意図をもつものではない。従つてその入院料も保養所組合の規約に依つて最低三十六圓より最高六十三圓と定められてゐるのであつて、特別の理由なくしてはこれ以上の収容を許さざることとなつてゐる。而もこの入院料は主として食費、室料のみであつて、医療費、看護人料

(看護人料は一日一圓八十錢)等は別途支払を要するのである。中流以下の患者のその負担の耐え難きは云ふ迄もない。況んや無産者一般にとって斯かる理想的なる療養施設の存在も、その利用の途がないわけである。

やや長文であるが、ここに岩倉の精神医療の限界も凝縮されている。呉らから称揚された家族看護を受けることができるのは、その経費を負担できるきわめて限られた階層の人々だけであった。⁽⁵¹⁾

これを補うために救護法の適用により市町村が治療費を負担することができたが、それは全体からみればごく少数にとどまったのである。

七、おわりに

北原糸子は、「精神病においては、発病は階層を暗示しないが、処遇は階層を暗示する」と指摘した。⁽⁵²⁾ けだし至言であるが、この指摘を岩倉の歴史的経過のなかに置き換えてみると次のようにいえるであろう。

近世における精神病者は、多くは放置されていたもののその一部は著名な寺社や温泉で療養した。岩倉は、近世中期以降、その代表的な療養地として台頭し、茶屋経営の繁栄をもたらした。したがって、岩倉で療養できた患者の多くは、生活に余裕のある家族の一員であったことが推察される。

これに対して、療養所における虐待や、治療法自体の弊害などが指摘されていたが、近代初頭によくやく問題化し、茶屋における治療は禁止され、岩倉も経済的に逼塞した。精神医療は近代化され、病院などにおける監置中心となった。「精神医療の病院化」が進行したのである。

しかし、「精神医療の病院化」は貫徹せず、各地で民間信仰が息を吹き返し、地域ごとに多様な精神医療がおこなわれるようになった。建て前上、病院収容を原則としながらも、放置と監置の間に種々の形態が見られたのである。整理すれば、症例による区別以外に、経済状態によって、家族による看護、病院への収容、私宅や公共施設への鎖鑰といった処遇の違いが顕在化するのである。京都でも、財政的事情による府立癲狂院閉鎖後は、民間信仰の復活など、精神医療の近代化は挫折の危機に瀕したといえる。

岩倉でも、私立病院が設立される一方で、茶屋が「保養所」として復活するなど多様な可能性が芽生えたのである。しかし、茶屋は精神病患者監護法施行をうけて私立病院の主導のもとに再編成された。その後、岩倉の精神医療は、私宅監置の凄惨な現実に対して、その対極の看護法として理想視されるようになるのである。

岩倉の精神医療が理想視されるについては、土屋栄吉らの努力があったことは否定できない。その過程で、民間信仰が形骸化し、病院主導の近代的精神医療が展開していたのは当然のことであった。しかし、「岩倉伝説」はいわばこのような時期に完成したのであり、広く全国に知れ渡ることになる。

ところで、精神医療が内包する問題として、その対象者を明確に定義づけることの困難性があげられる。そこでは、病者を隔離する側の論理が問われなければならないであろう。岩倉における療養者のなかに、「身持悪キ者」や「放蕩無頼ノ者」が含まれていたことは、精神医療の内実を照しだす。当然、近代医療の導入は、そうした実態を克服しようとするが、それは、「社会的逸脱者」のより精密な分類と収容によって置き換えられていくのである。岩倉の茶屋（保養所）は、そうした時代思潮の変化に見事に対応した。隔離する側の論理は、その変化のなかでも問われなかった。ただ、岩倉は近代化の過程で、「社会的逸脱者」のなかから精神病者と診断されたもののみを受け持つようになったのである。

こうした分類の経過のなかに、近代社会における社会的差別のあり方を探ることは重要な課題であると考える。岩倉という日本型「癲狂村」形成の背景には、呉や土屋のように積極的に評価する視点以外に、隔離する側の論理もあつたであろう。それにしても、私宅監置などという現実の前では、岩倉は恵まれた患者の集落であつたという側面も否めない。

小文は、岩倉の精神医療に関する事実を確認するための基礎的な作業である。⁵³近代日本の精神医療全体の構造とその歴史的评价については今後の課題としたい。

注

- (1) 林屋辰三郎『京都』岩波新書、一九六二年、九二頁。
- (2) 関連する文献として、『洛北誌』（旧愛宕郡役所、一九一一年一月）、竹田源『岩倉むかしむかし』（一九七八年）、『洛北岩倉誌』（岩倉北小学校創立二〇周年記念事業委員会、一九九五年七月）などをあげることができる。
- (3) 代表的なものとして、a 跡部信・岩崎奈緒子・吉岡真二「近世京都岩倉における『家庭看護』『精神医学』第三七巻第一一―一二号（一九九五年一一―一二月）、b 加藤博史『福祉の人間観の社会誌』（一九九六年一月、晃洋書房）、c 加藤伸勝『地域精神医療の曙』（一九九六年二月、金芳堂）などをあげることができる。
- (4) 前掲注(3) a 参照。この論稿は、岩倉の精神医療の歴史に関する、現段階における必読文献といえよう。
- (5) 前掲注(3) a 参照。なお、注(3) a 引用の史料のうち、「石座山大雲寺中日次註要記」は未見であり、同論稿の記述を参考にさせていただいた。また、

- 「実相院文書」については、文書に直接貼付された番号で示すことにした。すなわち、ここで参照した掟類のうち、寛政二年一月付「条目並請書」が第三二箱四四七―一七号、天保五年正月付「承仕・茶屋掟書」が第二六箱二一九号である。
- (6) 「新修京都叢書」第六卷、一九六七年二月、臨川書店、六六九―七一頁。
- (7) 前掲注(3) b。加藤博史は「岩倉伝説」の解明を試みているが、ここではこうした細かな点を含めて再検討をおこなった。「名所都鳥」の記述は、「新修京都叢書」第五卷(一九六八年二月)二八頁。
- (8) 「新修京都叢書」第二二卷、一九七二年六月、三三八―九頁。
- (9) 寛政八年(一七九六)五月。中神琴溪については、『京都の医学史』(一九八〇年三月)、四七八頁参照。
- (10) 藤本求一家文書No 1、京都市歴史資料館蔵写真版。
- (11) 「御香水之由来」は前掲注(3) c一九頁に写真掲載されている。
- (12) 前掲注(3) c三二頁以下。
- (13) 前掲注(3) c四二頁所収、香川修徳「一本堂葉選統篇」参照。
- (14) 「北山病院保管文書」(今井家旧蔵文書と伝えられる、京都市歴史資料館蔵写真版)参照。
- (15) 「実相院文書」第三二箱四四七―一七号、寛政二年一月。
- (16) この事件の詳細はのちの新聞記事などでしか知られておらず、真相は不明である。拙稿「宗教と福祉」『史料京都の歴史』第一卷(一九九一年三月、平凡社)。
- (17) 「癡狂病生養之儀ニ付言上書」『京都府史料』政治部衛生類(内閣文庫蔵)。
- (18) 当時の岩倉については、「北岩倉大雲寺之儀ニ付探索書」『京都府史料』政治部衛生類(内閣文庫蔵)に詳しい。また、久世村に関する報告「乙訓郡下久世村大日堂ノ儀ニ付探索書」(同文書所収)も貴重な史料であるが、ここでは割愛する。
- (19) 注(17)(18)と同綴。
- (20) 小野尚香「京都府立「癡狂院」の設立とその経緯」『日本医史学雑誌』第三九卷第四号、一九九三年十二月。
- (21) ここで扱うのは、京都府の近代化政策に関わるすべての施設ではなく、社会政策に関わるものである。
- (22) 以上の記述には、『明治文化と明石博高翁』(一九四二年六月、明石博高翁顕彰会)などを参照した。
- (23) 加藤博史「精神病への視座」前掲注(3) b所収。
- (24) 藤瀬末雄「京都の監獄史」(一九八七年四月)一〇九頁、加藤博史「非行への視座」前掲注(3) b三三三―三三九頁参照。
- (25) ここでは、図2の諸施設対象者を概括する用語として「社会的逸脱者」という概念を用いたが、歴史的概念としては適当ではないと考えている。類似する概念として、北原糸子は『都市と貧困の社会史』(一九九五年九月、吉川弘文館)三二二頁において「社会的不適合者」という用語を用いている。
- (26) 「分類収容」という評価については、前掲注(3) b三四―三五一頁参照。
- (27) 前掲注(3) b一七四頁以下参照。この部分の記述は、「社会的逸脱者」の「分類収容」の経過を具体的に知る上で示唆に富む。

- (28) 「植村正直復命書」『明治十五年・明治十六年地方巡察使復命書』(三一書房) 所収。
- (29) 「任他主義」については秋元せき「北垣国道と『任他主義』」『京都市歴史資料館紀要』第二三号(一九九六年三月) 参照。
- (30) 「植村正直復命書」『明治十五年・明治十六年地方巡察使復命書』(三一書房) 所収、なお、この復命書は、この時期まで、旧非人小屋の一部で、「家居授産法」と称される授産事業がおこなわれていたことを記す。管見の限り、これに関する史料はこれのみである。明治以後の非人小屋のあり方を示す数少ない史料のひとつといえよう。
- (31) 藤川達明・東村輝彦「洛北の地『岩倉』における精神障害者に対する処遇の歴史について」『藍野病院医学雑誌』第四卷第一号・第五卷第一号(一九八二年二月・八三年二月)。私立岩倉癲狂院を主導した勢力がいかなるものかは、今後に残された重要な課題と考える。後注(38)参照。
- (32) 「我邦ニ於ケル精神病二関スル最近ノ施設」『東京医学会創立廿五年祝賀論文第二輯』一九二二年八月、一〇七頁。
- (33) 「北山病院保管文書」(京都市歴史資料館写真版)。
- (34) 『尾崎三良日記』上巻(一九九一年八月、中央公論社) 四七頁。
- (35) 前掲注(32)参照。
- (36) 「岩倉精神病院組合規約」(明治三二年二〇月、兵庫家文書・京都市歴史資料館写真版) など参照。
- (37) 本節のここまでの記述は、主として「北山病院保管文書」及び前掲注(3)を参照した。
- (38) 私立岩倉癲狂院・岩倉病院の担い手については、今後の課題である。ここでは、「京都府議会歴代議員録」(京都府議会、一九六一年二月) 所収の「房岡禹之輔」「柏村辰三」「高橋龍造」の項などから類推した。これまでの研究では、近世における公人法師と茶屋経営者との関わりや、それぞれの岩倉村内秩序のなかでの位置などは明らかではない。今後、こうした方面からの研究が求められるであろう。
- (39) 「京都府百年の資料 社会編」(京都府、一九七二年) 四九〇―五〇〇、五五〇―六、八二―四頁に関係資料及び関係法令が収録されている。
- (40) 前掲注(32)一〇八頁。
- (41) 前掲注(3)と二〇〇頁によれば、この時期、呉秀三「精神病学集要後編」、『太陽』第二卷第一号(いずれも一八九五年発行)などに岩倉の精神医療に関する記事が掲載され、岩倉に対する関心は高まりつつあった。
- (42) 土屋栄吉「京都府下岩倉村に於ける精神病者療養の概況」『京都医事衛生誌』第四三九号、一九三〇年一〇月。土屋には、ほかに「岩倉病院史草案」はじめいくつもの論稿がある。
- (43) 前掲注(3)と九六頁以下。同書には、脳神経病家庭保養所など大正・昭和期設立の保養所について解説されている。
- (44) 前者は、京都市社会課「京都市に於ける精神病者及其の収容施設に関する調査」(一九三五年一月、五三頁)。後者は、菅修「我邦ニ於ケル精神病者並ビニ之ニ近接セル精神異常者ニ関スル調査」『精神経誌』第四一号(一九三七年)(ここでは、小林靖彦「精神病者保養所の群生していた二つの地域について」『精神医学』第一八九号、一九七四年一〇月所収の表から引用した)。
- (45) 「精神病者及其救済」『国家医学云雑誌』第二九四号、一九二一年九月、「呉秀三著作集」第二卷、一九八二年二月、思文閣出版、一三四頁。
- (46) 呉秀三・櫻田五郎「精神病者私宅監置ノ実況及び其統計的観察」一九一八年六月、精神医学神経学古典刊行会、一八七三年四月復刻、五頁。

(47) 前掲注(46)七八、七九頁。一二〇例近い監置の実例を掲げた大部の報告書のなかで、市町村の施設内に患者が収容されているのは一〇例余りであるが、そのうち、被差別部落内に設置された行路病者収容所に精神病者が監置された例はこの一例である。この報告書について分析した岡田靖雄・小峰和茂・吉岡信二「論文「精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的觀察」の成立事情」『臨床精神医学』一三一―一、一九八四年、「近代庶民生活誌」第二〇卷（一九五五年四月、三一書房）などによれば、これが群馬県の事例であることが知られる。

(48) 「癲狂院ノ家族看護法ニ就テ」前掲注(45)著作集所収、七二頁。

(49) 前掲注(46)一三七頁。

(50) 注(44)前掲京都市社会課調査書、五三頁。

(51) 前掲注(3) c 一八〇頁以下にも同趣旨の指摘がある。また、高橋正雄・原谷宏「介護者としての南方熊楠」『日本病跡学雑誌』第五一号（一九九六年五月）によれば、熊楠の子熊弥が一九二八年（昭和三）に岩倉病院に入院した際、「月に二〇〇円近くかかるには閉口致居り候」などと書簡に記していた。熊楠にとっても岩倉病院入院は相当な経済的な負担であったことが知られる。

(52) 注(25)北原前掲書、三二三頁。

(53) 小文の問題関心がミシエル・フーコー「臨床医学の誕生」（一九六九年二月、みすず書房）などの視点とつながりを持つことはいままでもないが、それだけでは割り切れない歴史の具体像を少しでも明らかにできたとすれば幸いである。同書所収の神谷美恵子「構造主義と精神医学」参照。

付記 小文作成にあたり、奥沢康正氏、加藤博史氏、魚谷隆氏ほか、多くの方々のご協力をいただいた。記して感謝の意を表したい。